

夜間金庫規定

1. 利用目的

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします

3. 使用料

- (1) この夜間金庫の基本料金は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に契約者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ基本料金に充当します。なお、当初契約期間の基本料金は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 夜間金庫入金帳の交付にあたっては、当行所定の取扱料金を支払ってください。
- (3) 基本料金および取扱料金は諸般の情勢により変更することがあります。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本料金を月割計算により返戻します。

4. 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の夜間金庫バッグ（以下「夜間金庫バッグ」という。）に入れ、その夜間金庫バッグを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 金庫扉を閉められた後に念のため、もう一度開閉のうえ、夜間金庫バッグが確実に落ちたか否かを確認の後施錠してください。夜間金庫バッグが完全に庫底されますとレシートが出ますので、このレシートをお持帰りください。

5. 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された夜間金庫バッグ内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅延なく受入金額を確認してください。
- (2) 第1項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

6. 夜間金庫バッグの返却

夜間金庫バッグならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

7. 鍵の保管等

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を利用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 夜間金庫バッグの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、夜間金庫バッグの開閉に使

用します。

8. 鍵・夜間金庫バッグの喪失・毀損

投入口鍵、夜間金庫バッグおよび夜間金庫バッグ正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届けてください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. 損害の負担等

投入口鍵、夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開扉、夜間金庫バッグの不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第11条第2項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第2項第1号から第3号のいずれか一つにでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

11. 解約等

(1) この契約は、本人または当行の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。また、使用者が3か月以上ご使用のない場合、本契約を解約することができます。この場合は、投入口鍵、夜間金庫バッグおよび、夜間金庫バッグ正鍵を直ちに当店へ返してください。

(2) 第1項のほか、第1号から第3号のいずれか一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合にはこの夜間金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。

① 借主が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当すること、または次のいずれか一つにでも該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

1 2. 夜間金庫使用の一時停止

本金庫は修理、その他やむを得ない事情の場合は、ご使用を一時停止することがあります。

1 3. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用は譲渡・転貸または質入れすることができません。なお、投入口鍵、夜間金庫バッグおよび夜間金庫バッグ正鍵についても同様とします。

1 4. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

1 5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)